

第3期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画策定委託業務 仕様書

1 業務名

第3期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画策定委託業務

2 期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

3 目的

国や愛知県の動向、本町の各福祉分野の状況等を的確に把握・分析し、本町が取り組むべき課題と目標を定め、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的方向・実施施策や目標を定める第3期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

なお、本計画中において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度利用促進基本計画、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく重層的支援体制整備事業実施計画及び再犯防止等の推進に関する法律（平成28年法律104号）に基づく再犯防止推進計画の趣旨に沿った事項を掲載することにより、各計画に位置付けるものとする。

4 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

新たな地域福祉推進に関する大綱、国、県の動向、幸田町の概要及び現状、社会経済的特性等について、幸田町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課を始め、地域福祉計画に関する事業を洗い出し、今後の施策方針や庁内横断的な連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果の取りまとめを行うものとする。

(3) 関係団体等に対する調査

社会福祉協議会や保健所、高齢者・介護関係事業所及び障がい者支援事業所、ボランティア団体、各種福祉団体等に対して総合的・効果的な推進について調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査（ヒアリング）シートを作成し、それを基に関係団体等へ必要事項をヒアリングする。

調査する関係団体は、幸田町民生委員児童委員協議会、幸田町老人クラブ連合会、幸田町ボランティア連絡協議会、幸田町介護事業所連絡協議会、幸田町地域包括支援センター、

子育て支援サークル、基幹相談支援センター、相談支援事業所、第1層・第2層協議体等とする。

関係団体等へのヒアリングは受託者がとりまとめを行うものとする。

(4) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データなどの結果から、施策を実施するうえでの課題を整理し、ライフステージや地域特性、福祉圏域に着目しながら、重点課題を抽出する。

※アンケート調査については、実施しない。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画及び再犯防止推進計画の位置付け

地域福祉計画内にて、成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画及び再犯防止推進計画に関する事項を掲載し、当該計画に位置付けることから、地域福祉計画等の策定に併せた支援を行う。

(6) 施策の検討及び検証可能な評価指標の設定

国・愛知県の施策及び幸田町の関連計画との整合性を図ったうえで施策を検討、検証可能な評価指標を設定する。

(7) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方向を整理し、地域福祉を総合的に推進するための施策の体系化を行うこと。また今後の重点課題と施策体系、推進体制等を取りまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスをを行う。

(9) 地域福祉計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される地域福祉計画等策定委員会（3回程度開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに、委員会に出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

5 成果品

(1) 庁内関係各課調査シート及び取りまとめ結果報告書

(2) 関係団体等ヒアリング内容調査シート及び取りまとめ結果報告書

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案、計画素案

(4) 地域福祉計画等策定委員会に係る会議資料案

※上記(1)～(4)は全て電子データ納品とする。

(5) 幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画書（印刷製本）

ア 計画書（A4判、80頁程度、4色刷：200部）

イ 概要版（A4版、10頁程度、両観音折、4色刷：700部）

※ア、イともに地域福祉計画と地域福祉活動計画を分けるが、一冊とする。

※アの計画書中に成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画及び再犯防止推進計画の趣旨に沿った事項を掲載し、各計画に位置付けること。

※上記については、ホームページ掲載用のPDFデータも納品すること。

6 その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- (2) 本業務を進めるにあたり、委託者との打ち合わせを重視すること。打合せ時には、打合せ記録簿を作成し、委託者と受託者双方が内容の確認を行うこと。
- (3) 本業務は、社会福祉全般の知識、経験及び技術等が必要であることから、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する国家資格を有する従業員を本業務の実施体制に含めること。
- (4) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び愛知県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。

以上